

札を打つ

——掲示された木札の分類と機能——

水 藤 真

- 一 播磨国鶴莊の場合
- 二 『大乗院寺社雜事記』の場合

おわりに

論文要旨

日本の中世社会とくに戦国時代には、町の辻や村々、寺社の門前や境内などに木札が掲示され、様々な事柄が不特定多数の人々に知らされる、ということがあつた。徳政令や衆市衆座令などは著名なものであり、寺社門前に掲げられた制札も良く知られている事例である。また犯罪人を高札によつて広く尋ね探すことも行われた。また村々ではそれに捷を作り、それを掲示することもあつたと考えられる。

ここでは、こうした掲示を目的とした木札の事例を『鶴莊引付』と『大乗院

寺社雜事記』に探しながら、その機能と分類を考えてみた。その結果、これらのはおよそ①点札、②制札、③高札(頸札)、④籠名・高札、⑤捷・規則・裁許の札、⑥衆知の札、の六種に分類できることが判明した。また、これらの札の差給者はすぐれて領主であつた。そして、その内容は主に刑法犯に関わるものと、領主権の侵害に関わる犯罪に対する処置としてのものと、衆知のためのものの三種であることが分つた。